

養子縁組届 不受理申出

令和 年 月 日 申出

大 使 殿
総領事

受 付 令 和 年 月 日			
第		号	
書類調査		戸籍調査	



不受理申出の対象 となる届出		養子縁組の届出	
		過去にした養子縁組の届出の不受理申出 ☐ 有 ☐ 無	
養 親 子 関 係 人 の 表 示		養子になる人 (特定されている場合)	養親になる人 (特定されている場合)
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	本 籍	番地 番	番地 番
	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	
そ の 他			

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申 出 人 署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
住 所	
本 籍	番地 番
	筆頭者の氏名

※ 養子になる人が15歳未満のときは、養子になる人に代わってその法定代理人が申出人となります。

注意事項

1. あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
2. この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
3. 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
4. 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
5. あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
6. 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
7. 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名した取下書を窓口提出してください。
8. 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。
9. 15歳未満の方を養子とする縁組届の不受理申出を法定代理人の方から行っている場合は、ご本人が15歳に達したときは、改めてご本人から不受理申出をしていただく必要があります(養子が15歳未満である場合の離縁届の不受理申出についても同様です。)

申 出 人 連 絡 先 (連 絡 方 法 の 希 望)	電話 (希 望)
-------------------------------------	-------------------

在 外 公 館 使 用 欄	項 目	処 理	処 理 内 容 等
	受領日時分		令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		☐ あり ☐ なし
	本人確認方法		免 ・ 旅 ・ 住 ・ その他 ()
	不受理申出人 の本籍の変更等 による送付		送 付 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)と なった日及び事 由		年 月 日 取下・失効 (失効事由)